

# 令和2年度北海道大学大学院公共政策学教育部

## 入学者試験〈専門科目試験問題〉

### 試験科目：民法

---

以下の3問のうち、2問を選んで解答しなさい（配点各50点）。なお、解答は平成29年5月26日のいわゆる債権法改正後の民法に則して行うこと。

#### 第1問

Xは、Yに対し、自己の所有する自動車甲を300万円で売却する旨の契約を締結した。その際、Yは、甲の引渡しを受けるのと引換えに代金のうち100万円を支払い、残りの200万円は引渡しから2か月後に支払うことが合意された。Yは、100万円を支払ってXから甲の引渡しを受け、甲を自ら使用していたが、その2か月後になっても残代金200万円を支払っていない。

この事案について、以下の問いに答えなさい。

- 問1 XはYとの売買契約を解除することができるか。
- 問2 XがYとの売買契約を適法に解除した場合、XおよびYは、それぞれどのような義務を負うか。Xが解除の意思表示をした後、甲の引渡しまでに、XおよびYの責めに帰することができない事由により甲が滅失し返還不能になった場合はどうか。

#### 第2問

Xは、妻がいるにもかかわらず、Yと長年不倫関係を続けていた。Xは、この関係を維持する目的で、自己所有の建物甲をYに贈与し、引き渡した。ところが、その後、XとYの関係が破綻し、Yは他の男性のもとに走ってしまった。そこで、Xは、Yに対し、甲の返還を請求した。この請求は認められるか。

#### 第3問

抵当権に基づく物上代位における差押えの意義について、動産先取特権に基づく物上代位の場合と比較しつつ、論じなさい。

# 令和2年度北海道大学大学院公共政策学教育部

## 入学者試験〈専門科目試験問題〉

### 試験科目：行政法

---

第1問 「行政上の義務履行確保のための強制的な制度は、法律の委任に基づかない条例により定めることができない」という見解がある。この見解の根拠となる条文を指摘した上で、その妥当性について論評しなさい。(50点)

第2問 X社は、Y市が「研究・開発地区にふさわしい快適な環境と良好な景観を形成し、保全すること」を目標とし決定した地区計画の区域内において、精密機器の研究開発等を行う工場を有する企業である。同区域内では、地区整備計画により、騒音振動等により環境の悪化をもたらすおそれのないもので、①マイクロコンピューター関連等の先端技術を活用する製造業に係る研究開発を主体とする工場、及び②同区域の利便を増進する為の業務に係る店舗を有する工場のみが建築を認められていたところ、建築基準法68条の2に基づく条例が制定されていなかったため、同規制に違反する建築行為を行う者に対しては、都市計画法58条の2第3項に基づく勧告のみを行うことができ、これに従わないことに対する罰則その他いかなる行政上の制裁措置も存在しなかった。そこでA社は、Xの工場の隣接地である同区域内において市立中学校の給食調理等を行う給食センターの建設を予定し、Y市長に対し、都市計画法58条の2第1項に基づく届出をした。このとき、Xの取りうる裁判上及び裁判外の救済方法について、論じなさい。(50点)

(参照条文)

【都市計画法(昭和43年法律第100号)】

第58条の2 地区計画の区域〔中略〕内において、土地の区画形質の変更、建築物の建築その他政令で定める行為を行おうとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。〔後略〕

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の30日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

3 市町村長は、第1項又は前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が地区計画に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

4 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地に関する権利の処分についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

# 令和2年度北海道大学大学院公共政策学教育部

## 入学者試験〈専門科目試験問題〉

【建築基準法（昭和25年法律第201号）】

第68条の2 市町村は、地区計画等の区域〔中略〕内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる。〔第2項以下省略〕

以 上